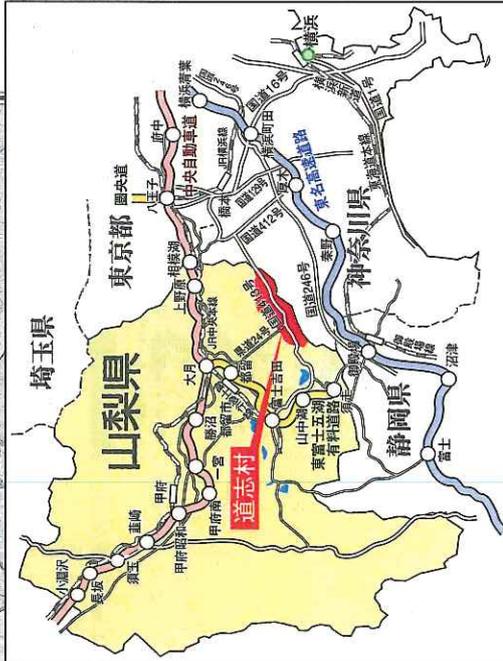
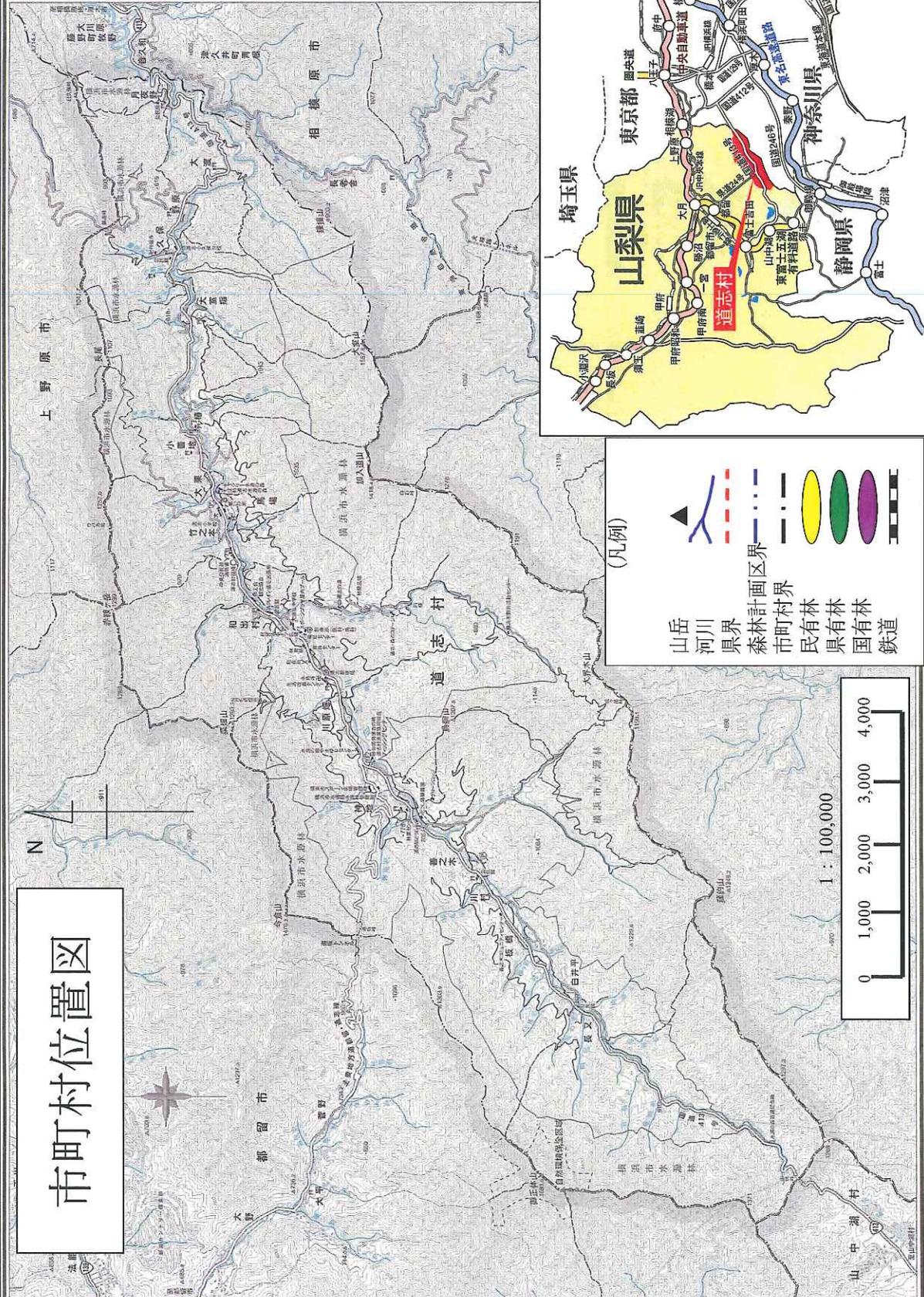


道志村森林整備計画

計画期間 自 平成26年 4月 1日
至 平成36年 3月31日

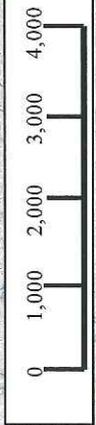
山 梨 県
道 志 村

市町村位置図



(凡例)

- 山岳
- 河川
- 県界
- 市町村界
- 森林計画区界
- 民有林
- 国有林
- 国有林
- 鉄道



目次

I	伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方向	4
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	14
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路線整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
III	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	24
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法	24
2	鳥獣による森林被害対策の方法	24
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	25
1	保健機能森林の区域	25
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	25
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	25
4	その他必要な事項	26
V	その他森林の整備のために必要な事項	26
1	森林経営計画の作成に関する事項	26
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	その他必要な事項	27

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

道志村は山梨県の東南部に位置し、丹沢山地の一部を領域とし通称裏丹沢と称されている地域にある。南は丹沢山塊大室山を界として神奈川県山北町と、北部には道志山塊御正体山を隔てて都留市、上野原市に隣接している。この山並みを水源とする道志川が村の中央を東西に流れており、道志川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されている。また、西には山中湖村、東は道志川開口部両国橋を結ぶ県境をもって神奈川県相模原市と5市町村に隣接する東西28キロ南北4キロの帯状の道志七里と呼ばれる山村である。

本村の総面積は7,957haであり、森林に恵まれており森林面積は7,468haで、総面積の94%を占めている。私有林面積は、7,468haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は3,856haで、あり人工林率51.6%で県平均より多く、人工林は伐期の長期化により9齢級以上の林分が2,738haで71%と多くを占めており、今後高齢級間伐を早急かつ計画的に実施していくことが重要である。しかし、若齢人工林も間伐が総じて遅延しており今後、計画的に保育、間伐を実施していくことが重要である。

本村の森林は地域住民の生活に密着した里山から、適切な森林整備と水土保持機能の発揮が求められる人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

椿、田代、三ヶ瀬地区は、昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区から比べて高く伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

月夜野、野原地区は、溪谷等の自然景観に優れ、野生動物も多くみられ、自然環境と森林とが共存する地域であり今後も保護すべき地域である。

なお、この地区は越路、馬場地区と共にキャンプ場等の宿泊施設があるため、観光資源としての整備も望まれている。

また、長幡西、越路地区においても水源のかん養、林地の保全等公益的機能を重視した森林整備を行っていく。

横浜市有林においては、本村の森林の約40%が横浜市の水源林となっており、横浜市上水道の水源として、横浜市が維持管理にあたっている。

道志村全域において、水源涵養機能の高度発揮を目標とし、保水力のある森林の整備を行う。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性

に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進し、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

村民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や村民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林について

ては、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

現在、村内の人工林は間伐が必要な5～12齢級の森林が9割を占めている。しかしながら当該森林の大部分において間伐が適切に実施されておらず過密林が増加している状況にあり、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合、林業事業体等、森林所有者、村等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合、林業事業体等は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減や多様な森林の造成の観点等から、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、林務環境事務所職員、村林務担当職員の連携のものと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本村	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50

※ 標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指針として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適切な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新

による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級 (cm)	主伐の時期 (年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

3 その他必要な事項

①木材生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。

②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。

③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。

④伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意することとする。

第2 造林に関する事項

主伐後は、早期に適切な方法により造林を行うこととする。

人工造林及び天然更新補助作業の対象樹種は、次に示すとおりであり、植栽に関わる樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）ヒノキは斜面中～上部を基本として選定するものとする。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、ケヤキ、クリ、ミズナラ、カエデ、ケヤキ、コナラ、クヌギ、ブナ

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ、モミ		3,000	
広葉樹		3,000～6,000	

※ 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合は、村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは「全刈り地拵え」の場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う
植え付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 (1) 裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるため、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土がでるまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる。③覆土を穴の上側から崩してかぶせる。④土を踏み固め

	<p>て植えた後を平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</p> <p>(2) ポット苗を植栽する場合</p> <p>ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する、ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じようになるように植栽する。</p> <p>その他、植栽木に対する獣害のおそれがある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。</p>
植栽の時期	根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、その他広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、クヌギ、その他広葉樹（ミズナラ、クリ、ケヤキ）

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表整理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上（幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上）をもって更新完了とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適切な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る)とする。

5 その他必要な事項

スギについて今後人工植栽をする場合は、花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

間伐については、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、在籍に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法(%、本)		
			初回	2回目	3回目	4回目以降	(間伐率(本数)) 間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て	3,000	14~18	19~26	27~32	長伐期施業	(20~30) 550~750	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て(省力化施業)	3,000	18~22	28~32	長伐期施業		(30~40) 800~1,000	(35~45) 600~800	

ヒノキ	中仕立て	3,000	15~22	23~29	30~36	(15~25) 400~600	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~24	30~36	長伐期 施業	(20~35) 600~800	(30~40) 500~700	
アカマツ	中仕立て	4,000	16~20	21~26	27~32	(20~30) 700~900	(30~40) 600~800	(30~40) 300~500
カラマツ	中仕立て	3,000	14~18	19~26	27~32	(25~35) 700~900	(25~35) 500~700	(30~40) 300~500

※長伐期施業：標準伐期齢の概ね2倍の林齢で主伐を実施する施業

なお、目の詰まった優良材を生産目的とする場合は材木の成長に応じて弱度の定性間伐を繰り返すことが最良であるが、生産目標、搬出目標、搬出の可否等を考慮した上で、適宜、強度間伐、切り捨て間伐や列状間伐を取り入れるなどの施業の省力化・低コスト化を図る。

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	20
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1											
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1											
	アカマツ	1	1	1	1	1												
	カラマツ	1	1	1	1	1												
つる切	スギ									1								
	ヒノキ										1							
	アカマツ							1										
	カラマツ							1										
除伐	スギ										1							
	ヒノキ											1						
	アカマツ											1						
	カラマツ											1						
枝打ち	スギ										1						1	
	ヒノキ										1							1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈	目的樹種の高さが雑草木の丈の約1.5倍になるまで、毎年1回以上行う。 実施時期は6月～8月上旬を目安とする。	植栽後数年は状況に応じて年2回実施する。 また、植栽後5年以降は状況に応じて隔年とすることもできる。
つる切	下刈終了後、林分が閉鎖するまでの期間に、つる類の繁茂状況に応じて適時行う。 実施時期は6月～7月を目安とする。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理することとする。
除伐	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1～2回行う。 実施時期は5月～6月を目安とする。	目的外樹種であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ることとする。
枝打ち	根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は下枝径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回実施する。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。	枝打ちは他の保育作業と違い林分成立には必要ないため、左記にとらわれず無節材生産や完満度の高い材の生産、林内光環境の改善、年輪幅の調整、病害虫予防等目的に応じて実施時期・回数を検討する。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない善之木、神地、川原畑地区等の人工林については、水害等に留意し、間伐を実施すること。

又、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施すること。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数(Ry)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数0.8を基準とする。 初回間伐については収量比数0.7前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数 = (森林の立木の単位面積当たりの材積) / (樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積)

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積（ $R_y = 0.8$ となる材積）

単位：材積 $m^3/h a$				
樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

森林法第10条の10第2項に基づき間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めるものとする

森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本村	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	50	55	50	50	60	80	40	25	60

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適環境の形成の機能
又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本村	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定める。

(2) 森林施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構造になるよう努めるものとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)																																														
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～27 林班、101～141 林班	7468.48																																														
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(私有林) (1,163.27) 101～114、138 林班へ、と、ち、り、ぬ、ル小班、 140 林班 (林業公社) (355.61)	1518.88																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>林班番号</th> <th>台帳番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3</td><td>628</td></tr> <tr><td>5</td><td>251, 1847</td></tr> <tr><td>6</td><td>473, 546, 630, 715, 813, 1277, 1278, 1279, 1416, 1555</td></tr> <tr><td>7</td><td>547, 816, 1018, 1280, 1417, 1421, 1556, 1560, 1846, 1909, 1971, 4012</td></tr> <tr><td>8</td><td>629, 908, 909</td></tr> <tr><td>9</td><td>403, 474</td></tr> <tr><td>10</td><td>43, 127, 181</td></tr> <tr><td>11</td><td>910, 1017</td></tr> <tr><td>12</td><td>714, 814, 911, 1153, 1154, 2059</td></tr> <tr><td>13</td><td>77, 117, 815, 1016, 2098</td></tr> <tr><td>14</td><td>42, 78, 126, 182, 183, 405, 475</td></tr> <tr><td>15</td><td>1151</td></tr> <tr><td>16</td><td>1422, 1558, 1559, 1684</td></tr> <tr><td>17</td><td>371, 406, 713</td></tr> <tr><td>18</td><td>476, 1419, 1420</td></tr> <tr><td>19</td><td>404, 548, 549, 626, 627, 1150, 1283, 1418</td></tr> <tr><td>21</td><td>1157, 1158, 1159, 1281, 1282</td></tr> <tr><td>23</td><td>1557, 2022, 2060, 2061</td></tr> <tr><td>24</td><td>1015, 1152, 1155, 1284</td></tr> <tr><td>25</td><td>407, 408, 477, 550, 1285, 2021</td></tr> <tr><td>26</td><td>711, 712</td></tr> <tr><td>27</td><td>710, 912, 1156, 1286, 1774, 1845</td></tr> <tr><td>93</td><td>1775</td></tr> </tbody> </table>		林班番号	台帳番号	3	628	5	251, 1847	6	473, 546, 630, 715, 813, 1277, 1278, 1279, 1416, 1555	7	547, 816, 1018, 1280, 1417, 1421, 1556, 1560, 1846, 1909, 1971, 4012	8	629, 908, 909	9	403, 474	10	43, 127, 181	11	910, 1017	12	714, 814, 911, 1153, 1154, 2059	13	77, 117, 815, 1016, 2098	14	42, 78, 126, 182, 183, 405, 475	15	1151	16	1422, 1558, 1559, 1684	17	371, 406, 713	18	476, 1419, 1420	19	404, 548, 549, 626, 627, 1150, 1283, 1418	21	1157, 1158, 1159, 1281, 1282	23	1557, 2022, 2060, 2061	24	1015, 1152, 1155, 1284	25	407, 408, 477, 550, 1285, 2021	26	711, 712	27	710, 912, 1156, 1286, 1774, 1845
林班番号	台帳番号																																															
3	628																																															
5	251, 1847																																															
6	473, 546, 630, 715, 813, 1277, 1278, 1279, 1416, 1555																																															
7	547, 816, 1018, 1280, 1417, 1421, 1556, 1560, 1846, 1909, 1971, 4012																																															
8	629, 908, 909																																															
9	403, 474																																															
10	43, 127, 181																																															
11	910, 1017																																															
12	714, 814, 911, 1153, 1154, 2059																																															
13	77, 117, 815, 1016, 2098																																															
14	42, 78, 126, 182, 183, 405, 475																																															
15	1151																																															
16	1422, 1558, 1559, 1684																																															
17	371, 406, 713																																															
18	476, 1419, 1420																																															
19	404, 548, 549, 626, 627, 1150, 1283, 1418																																															
21	1157, 1158, 1159, 1281, 1282																																															
23	1557, 2022, 2060, 2061																																															
24	1015, 1152, 1155, 1284																																															
25	407, 408, 477, 550, 1285, 2021																																															
26	711, 712																																															
27	710, 912, 1156, 1286, 1774, 1845																																															
93	1775																																															
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし																																															
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	126 林班、131 林班へ小班、132 林班と、に、へ、ほ 小班	93.60																																														
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～27 林班	4595.32																																														

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1～27 林班、101～141 林班	7468.48
長伐期施業を推進すべき森林		106～114 林班 (681.03)	681.03
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	101～105 林班、126 林班、131 林班へ小班、132 林班と、に、へ、ほ小班、138 林班へ、と、ち、り、ぬ、ル小班、140 林班 別表 1 の林業公社の区域 (355.61)	931.45
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村の地形は概して急峻で、所有森林面積の 53% を占める個人森林所有者の所有森林の多くは 5ha 未満の小規模で、かつ分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレスター、及び村職員等が参加する会合を開催する。この中で、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図り、意欲と実行力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、集約化を促進するものとする。

また、森林施業の集約化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林経営計画を作成するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体等と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業事業体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレスター及び村職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設

の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。

③共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0° ~15°)	車輛系作業システム	3.5以上	6.5以上	10.0以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	2.5以上	5.0以上	7.5以上
	架線系作業システム	2.5以上	0以上	2.5以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	1.5以上	4.5以上	6.0以上
	架線系作業システム	1.5以上	0以上	1.5以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	0以上	5以上

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表1及び表2を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表1 低コスト作業システムの分類例

①	ハーベスタ+ (グラップル) +フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル (ウィンチ) 木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	ハーベスタ+ (グラップル) +スキッド+プロセッサ	

⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+ (フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+ (フォワーダ)	

表2 低コスト作業システム選択表

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系

2 路線整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に作業路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定める。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
25林班	245.6	作業道のみ	600	◇1	
12林班	196.5	作業道のみ	1,500	◇2	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

開設／拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	竹之本～椿後	富士東部南	0.4	1,285	○	①	
〃	〃	〃	板橋	板橋	0.7	30		②	
〃	〃	〃	道坂	道坂	1.0	75		③	
〃	〃	〃	大室指	大室指	1.5	262		④	
小計				4	3.6				
拡張(改良)	自動車道	林道	竹之本～椿後	富士東部南	1.0	1,285			
〃	〃	〃	野原	野原	0.4	171			
〃	〃	〃	椿	椿	0.5	225			
〃	〃	〃	田代	田代	0.5	98			
〃	〃	〃	田代～椿	田代椿	0.5	345			
〃	〃	〃	戸渡	戸渡	0.5	228			
〃	〃	〃	大指	越路	0.5	125			
〃	〃	〃	室久保	室久保	5.3	602			
〃	〃	〃	神地向	ムジナ	0.5	86			
〃	〃	〃	三ヶ瀬	西沢	3.4	344			
〃	〃	〃	三ヶ瀬	東沢	1.6	405			
〃	〃	〃	白井平	御正体	0.5	217			
〃	〃	〃	白井平	白井平	0.5	62			
〃	〃	〃	西向	鳥屋之沢	0.4	70			
〃	〃	〃	道坂	道坂	0.5	70			
〃	〃	〃	白井平	掛水	0.5	93			
〃	〃	〃	椿～大室指	椿・大室指	1.0	53	○		
〃	〃	〃	道坂～菜畑	道坂菜畑	1.0	216			
小計				18	19.1				
拡張(舗装)	自動車道	林道	三ヶ瀬	西沢	1.0	344			
〃	〃	〃	道坂	道坂	0.5	70			
〃	〃	〃	西向	鳥屋之沢	0.4	70			
〃	〃	〃	大指	越路	0.4	125			
〃	〃	〃	白井平	御正体	0.5	217			
〃	〃	〃	椿	椿	0.5	225			
〃	〃	〃	白井平	掛水	0.8	93	○		
〃	〃	〃	椿～大室指	椿・大室指	1.0	53			
〃	〃	〃	竹之本	竹之本	1.5	106			
小計				9	6.6				

- ※1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。
- 2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を（ ）を付して併記する。
- 3 林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨記載する。
- 4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。
- 5 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 6 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の計画箇所欄に○印を記載する。
- 7 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

道志村が作設した基幹路網については道志村を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成し適切に管理する。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本市ではこれまでも作業路道の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

また、既設林道及び農道を利用しながら、森林作業道を開設するにあつたては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易であり長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

また、要間伐森林に指定されている森林については、早急に作業路の開設を進め、過密林状態の解消に努めることとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1）林業に従事する者の養成及び確保の方向

現在、林業後継者が不足し林業労働者の高齢化が急速に進行している。このような状況の中、若年林業技術者を育成するために、労働環境の向上を図る。

具体的には、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業の複合経営によ

る林業経営の健全化及び安定化を目標とし、作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を見直すことで体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労働班の雇用の通年化と近代化に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

①林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備するものとする。

②林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し、協同組合としての機能を十分発揮できるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓については村として検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにする。さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、施業実験林等による林業技術等の啓発、特用林産物の開発に努めることとする。

なお、林業後継者の活動の拠点となる施設の整備については、次表のとおり整備した。

○活動拠点施設

施設の種類	位置	規模	利用組織	対図番号	備考
林業構造改善センター	神地地区	260㎡	林業従事者グループ	1	

(3) 林業事業体の体質強化方策

本村の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業事業体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また合併や経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化、近代化を図るものとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本村の人工林は8～11齢級が大半であり、今後、主伐及び伐期の長期化に伴う高齢級間伐の推進が緊急の課題となっている。しかし、林家の経営は零細で、さらに林業就労者の減少及び高齢化が進行している。

このような状況の中で、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次に示す。

ただし、高性能林業機械は高価であるので、導入に当たっては、経営状況、今後の路網の整備計画及び機械の能力を十分に発揮することができるだけの事業量の確保の可否等を十分に検討すること。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

小規模で作業地が分散している現状や、林内路網密度等を勘案すれば、チェーンソー伐倒造材とタワーヤーダ集材等を組み合わせた作業地分散・中距離集材型の林業機械作業システムが適当であると考えられる。また、将来的には、林業事業体の活動状況等を踏まえ、緩傾斜地などについては、高性能林業機械の導入が望ましい。

作業の種類		現 状	将 来	
伐倒 造材 集材	(急傾斜地)	全木集材	チェーンソー+小型集材機又はタワーヤーダ	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ
		全幹集材	チェーンソー+小型集材機又はタワーヤーダ	チェーンソー+タワーヤーダ+グラップルソー
		短幹集材	チェーンソー+小型集材機又はタワーヤーダ	チェーンソー+タワーヤーダ
	(緩傾斜地)	全木集材	チェーンソー+トラクタ+チェーンソー	チェーンソー+トラクタ+プロセッサ
		全幹集材	チェーンソー+トラクタ+チェーンソー	チェーンソー+トラクタ+グラップルソー
		短幹集材	チェーンソー+林内作業車	チェーンソー+グラップルローダ+フォワーダ
造林 保育	地拵、下刈	チェーンソー+刈払機+人力	チェーンソー+刈払機、人力	
	枝打ち	人力	人力	

(3) 林業機械化の促進方策

①施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。

- ②高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道路の整備を行うものとする。
- ③高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。
- ④林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用の検討を行うものとする。
- ⑥場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行うものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本村の素材の生産流通・加工体制は、近年森林資源が充実しているにも関わらず、林業採算性の悪化により伐り控えが生じたため原木供給量が安定しなかったことから整備が進まなかった。しかし路網の整備に積極的に取り組んだことにより、ここ数年、間伐材等の搬出率が上がってきており、今後は高齢級の間伐材及び主伐材の安定供給が見込まれる。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
貯木場				和出村	200 m ²	△1	

III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

近年、村内の里山地域で、シカやイノシシ等の獣害被害が多発しており、農林業に与える影響が甚大となっている。

補助事業を有効に活用し、防護柵の設置、藪の刈り込み、里山林の除伐、間伐による見通しの確保を実施し、被害の拡大を防止することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、道志村火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (h a)
川原畑～月夜野地区	1～4、8～10、13～15 林班 138 林班	1520.17
大指～大室地区	5～7、11、12、17 林班 101～113、140 林班	2569.1
白井平～川原畑地区	16～20、24、25 林班 113、132～137 林班	1750.57
長又～神地地区	21～23、26、27 林班 113～131、139、141 林班	2299.85

(2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備の担い手を確保するためには、生活の基盤となる生活環境施設の整備や地域外からの新規就労者の受け入れ体制の整備、定住促進や都市との交流を含めた地域

の活性化が必要である。そのために、都市部の市区等と交流協定を結び、定期的な交流を図り、廃校を利用した施設を活用し森林を中心とした山村体験ツアーを実施すること等により、特産品の宣伝、販売を行い農林産物の収入増を図る。また、U I J ターン者の定住を促進するために、空き家や仕事の斡旋を行う。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

越路地区には「森のコテージ」（林構事業）が整備されており、この周辺には林間広場、キャンプ場、遊歩道、テニスコートがあり、森林の総合利用施設の整備は達成されているので、これらを主体とした景観形成を推進すると共に、森林とふれあいの場を提供するため広葉樹の育成を推進していくこととする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

村民の森林に対する関心は年々高まってきており、森林・林業についての知識を高めることや、下刈、枝打ちなどの森林施業の体験を希望する人も増加している。このため、水源林整備の一環として地域住民及び横浜市民参加による枝打ち・間伐等の森林整備体験事業を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

道志川は、本村をはじめ下流の横浜市民の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、横浜市民による「森林ボランティア」活動が活発化の傾向にあるため、横浜市と連携を密にした森林整備を取り入れ水源地の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定

する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出)が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とする。)</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採をすることができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採をすることができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採をすることができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採をすることができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水害防備保安林	1) 原則として択伐とする。但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	1) 原則として択伐とする。但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものについては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出

された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

< 附録式 >

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、概ね 1 ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000 本を超えるときは、3,000 本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は道志村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木

の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあっては禁伐とする。なお、溪流に沿った兩岸 20m幅以内の区域及び溪流兩岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあっては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が 10ha を超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

エ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

オ 自然環境保全地区等の施業方法

①自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第46条及び山梨県自然環境保全条例第13条第3項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、村林務担当課、富士・東部林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 道志村バイオマスタウン構想

本村では、総合計画において「日本一の水源の郷をめざして」を将来像と定め、都市・農村交流による活力ある村づくり、地域資源を生かした美しい村づくりを進めている。このような中で本村が描くバイオマスタウン構想は、単に地域資源の有効活用や村内での循環を進めるだけではなく、ひと（地域住民や交流客など）やもの（農産物や特産品など）の流れを、バイオマスの流れと有機的に結び付けることで、日本一の水源を守り、育むための広範で広域的な仕組みづくりを目指すものである。

特に横浜市とは人材交流が盛んであり、本村は横浜市のふるさと村として市民への心の安らぎと豊かな農山村資源を提供している。一方で、村民は横浜市から山林の保全や里づくりに多くの支援を受けている。

村民、または村内での自己完結を主体としつつ、こうした交流実績を踏まえ横浜市及び山梨県と協力した広域的な展開も視野に入れている。

付 属 資 料

1 市町村森林整備計画概要図

別添のとおり

2. 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H12年	2,082 (96.7%)	1,019	1,063	331	168	163	336	172	164
	H17年	2,051 (95.3%)	1,001	1,050	252	135	117	328	152	176
	H22年	1919 ()	956	963	221	117	104	280	138	142
構成比 (%)	H12年	100.0	48.94	51.06	15.90	8.07	7.83	16.14	8.26	7.88
	H17年	100.0	48.81	51.19	12.29	6.58	5.70	15.99	7.41	8.58
	H22年	100.0	49.82	50.18	11.52	6.10	5.42	14.59	7.19	7.40

30～44歳			45～64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
367	185	211	524	264	260	524	230	294
319	158	161	446	233	213	553	240	313
286	149	137	604	317	287	528	235	293
17.63	8.89	8.74	25.17	12.68	12.49	25.17	11.05	14.12
15.55	7.70	7.85	21.75	11.36	10.39	26.96	11.70	15.26
14.90	7.76	7.14	31.47	16.52	19.56	27.51	12.25	15.27

- (注) 1. 国勢調査より。
2. 総数の計の () 内は各年時の比率。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業 うち木材・木 製品製造業	第3次 産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	H12年	1,046	63	35	1	99	457	490
	H17年	1,065	100	20	1	121	430	513
	H22年	1,008	68	23	1	92	399	517
構成比 (%)	H12年	100.0	6.0	3.4	0.1	9.5	43.7	46.8
	H17年	100.0	9.4	1.9	0.1	11.4	40.4	48.2
	H22年	100.0	6.7	2.3	0.1	9.1	39.6	51.3

(注) 国勢調査より。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他の面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H12年	7,957	57	34	22	1	1							
	H17年	7,957	26	20	6					7,447	7,447		484	
	H22年	7,957	44	29	9	6					7,468	7,468	445	
構成比 (%)		100.0	0.6	0.4	0.1	0.1					93.9	93.9		5.6

(注) 「総土地面積」は、平成25年度全国都道府県市区町村別面積調より。

「耕地面積」は、2010年農林業センサスより。

「森林面積」は、山梨県森林整備課業務資料より。

(3) 森林転用面積

(単位: ha)

年次	総数	工場・事業場 用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成22年	-						
平成23年	-						
平成24年	-						

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(単位：面積 ha、割合%)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	7468.48	100	7120.46	3856.06	3264.40	51.6
国有林 (官行造林)	0.00 (0.00)		0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	(100)
計						
公有林	都道府県有林	0.53	0.00	0.00	0.00	0.00
	(その他県有林)	(0.53)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
	市町村有林	3024.43	40.5	2714.32	1359.59	45.00
	財産区有林	0.00		0.00	0.00	0.00
私有林	4446.52	59.5	4406.14	2496.47	1909.67	56.2

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

「県有林(都県有林)」は、県有林、県行造林、東京都有林であり、植樹用貸地は含まない。

「その他県有林」は、「都県有林」の内数であり、林務部以外の所管のもの及び林務部所管のうち特別会計以外のもの。

「市町村有林」は、市町村有林及び市町村有林(県植樹用貸地)

「財産区有林」は、財産区有林及び財産区有林(県植樹用貸地)

「私有林」は、上記以外。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	平成2年	3923	3665	258	10	248
	平成12年					
	平成17年					
構成比 %	平成2年	100	93.4	(100) 6.6	(4.5) 0.3	(95.5) 6.3
	平成12年					
	平成17年					

(注) 農林業センサスより。

③ 民有林の齢級別面積

(単位：ha)

区分	齢級別							
	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11齢級 以上	
民有林	7120.46	6.92	47.73	298.11	662.10	988.39	5117.21	
人工林計	3856.06	6.92	45.80	290.04	592.15	794.93	2126.22	
主要樹種別面積	スギ	1798.33			31.50	153.77	367.94	1245.12
	ヒノキ	1372.45	3.43	37.46	240.57	393.7	243.31	453.98
	アカマツ	288.90				8.81	112.95	167.14
	カラマツ	40.87				0.72	5.36	34.79
	モミ・シラベ	0.00						
	その他針葉樹	0.00						
	クヌギ・ナラ類	0.00						
その他広葉樹	355.51	3.49	8.34	17.97	35.15	65.37	225.19	
天然林計	3264.40		1.93	8.07	69.95	193.46	2990.99	

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

④ 保有山林面積規模別林業経営体数

面積規模	林家数				
～3ha	1	10～20ha	4	50～100ha	-
3～5ha	1	20～30ha	1	100～500ha	-
5～10ha	1	30～50ha	-	500ha以上	-
				総数	8

(注) 2010 世界農林業センサスより。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (k m)	備考
基幹路網	21	51.3	
うち林業専用道			

(注) 山梨県治山林道課業務資料より。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (k m)	備考
森林作業道	7	11.4	

(注) 山梨県森林整備課業務資料より。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在別紙のとおり

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		5,605
内 訳	第1次産業	223
	うち林業 (B)	123
	第2次産業	2,473
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
	第3次産業	2,936
(B+C) / A		2.19%

(注) 平成22年度市町村民経済計算報告 (山梨県) より。

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	15	163	41,503
うち木材・木製品製造業 (B)	1	13	-
B / A	6.7%	8.0%	-%

(注) 1. 平成22年工業統計調査結果報告 (山梨県) より。

2. 製造業には、林業は含まれない。

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・ 事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	9	3	(名称： 南都留森林組合)
生産森林組合				
素材生産業				
製材業				
森林管理署				
合計				

(注) 山梨県林業振興課業務資料 (平成24年度末現在) より。

(8) 林業機械等設置状況

機械機種	摘 要	単位	合計	会社	森林組合	その他
索 道	重量式	セツ				
	動力式	セツ				
集材機	小型集材機 (動力10ps未満)	台				
	大型集材機 (動力10ps以上)	台	1	1		
モノケーブル		台				
リモコンウィンチ		台				
自走式搬器		台				
モノレール	懸垂式を含む	台				
小型運材車	動力20ps未満	台	1	1		
小型運材車	動力20ps以上	台				
ホイールトラクタ	主として集材用	台				
クローラトラクタ	主として集材用	台				
フォークリフト		台				
フォークローダ		台				
クレーン	トラッククレーン、 ホイールクレーン等	台	1	1		
トラクタショベル	搬出、育林等土工	台				
ショベル系掘削機械	搬出、育林等土工	台	3	3		
チェーンソー		台	22	15	7	
チェーンソーリモコン装置		台				
刈払機		台	19	7	12	
植穴堀機		台				
動力枝打機	自動木登式	台				
動力枝打機	上記以外	台				
苗畑用トラクタ		台	1		1	
フェラーバンチャー		台				
スキッド		台				
プロセッサ		台				
ハーベスタ		台				
フォワーダ		台				
タワーヤーダ		台	1		1	
スイングヤーダ		台				
グラップル	(集材機能なし)	台				

(注) 山梨県林業振興課業務資料 (平成23年度末現在) より。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	乾しい たけ	生しい たけ	ナメコ	くり たけ	木炭	竹炭	木酢液	竹酢液
生産量 生産額	不明	不明									

(注) 1. 山梨県森林整備課及び林業振興課業務資料より。

2. 苗木は平成 24 年度、それ以外は平成 24 年次の生産量

(別紙)

計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齡級	林班	地番	支番
スギ	11	1	29	
スギ	13	1	40	
スギ	12	1	41	1
スギ	11	1	48	
スギ	7	1	51	1
スギ	11	2	575	
スギ	7	2	579	
スギ	10	2	581	
スギ	7	2	663	
スギ	12	2	929	
スギ	12	4	2585	9
スギ	13	4	2624	4
スギ	13	4	2651	
スギ	9	6	1892	
スギ	10	6	1923	
スギ	12	6	1940	
スギ	10	6	1941	
スギ	12	6	1946	
スギ	11	6	1971	
スギ	11	6	1974	
スギ	10	6	1989	1
スギ	8	6	2018	
スギ	15	6	2958	1
スギ	12	6	3010	
スギ	13	7	4030	2
スギ	13	7	4031	乙19
スギ	11	7	4039	
スギ	15	7	5021	
スギ	13	8	3795	1
スギ	10	8	3796	
スギ	11	8	3821	
スギ	16	9	4400	1
スギ	11	9	4420	2
スギ	14	10	4904	1
スギ	11	10	4907	2
スギ	9	10	5462	
スギ	12	10	5463	
スギ	9	10	5503	1
スギ	11	10	5503	7
スギ	13	10	5505	
スギ	12	11	5039	2
スギ	13	11	5183	
スギ	11	11	5845	6
スギ	8	11	5848	1
スギ	11	11	5892	1
スギ	13	12	6023	4
スギ	11	12	6023	5
スギ	12	12	6025	1
スギ	12	12	6025	3
スギ	12	12	6026	1
スギ	10	12	6029	
スギ	11	12	6036	
スギ	10	12	6537	

樹種	齡級	林班	地番	支番
スギ	10	12	6539	1
スギ	14	12	6540	
スギ	12	12	6571	
スギ	15	12	7494	乙4
スギ	11	13	6049	
スギ	11	13	6051	
スギ	12	13	6051	1
スギ	12	13	6051	9
スギ	11	13	6051	20
スギ	10	13	6051	29
スギ	10	13	6364	1
スギ	10	13	6443	
スギ	10	14	6663	
スギ	15	14	6734	
スギ	12	14	6734	2
スギ	11	14	6750	7
スギ	12	14	6755	
スギ	11	14	6755	42
スギ	12	14	6771	
スギ	15	15	6955	1
スギ	11	15	7292	1
スギ	16	15	7295	4
スギ	12	15	7297	2
スギ	11	15	7298	
スギ	13	15	7335	1
スギ	13	15	7791	9
スギ	14	15	7791	27
スギ	15	15	8164	13
スギ	11	15	8164	17
スギ	9	15	8165	
スギ	16	16	8350	
スギ	14	16	8386	12
スギ	11	16	8386	13
スギ	11	16	8386	14
スギ	15	16	8386	16
スギ	13	16	8386	22
スギ	13	16	8386	25
スギ	13	16	8386	26
スギ	13	16	8386	32
スギ	14	16	8386	33
スギ	11	16	8386	34
スギ	12	16	8386	36
スギ	11	16	8386	37
スギ	14	16	8386	39
スギ	11	16	8386	40
スギ	13	16	8386	50
スギ	14	16	8771	丙13
スギ	7	16	8794	
スギ	14	16	8797	2
スギ	13	16	8801	3
スギ	13	17	7895	
スギ	13	17	7895	11
スギ	14	17	7895	12
スギ	10	17	7895	14
スギ	15	17	7895	15
スギ	11	17	7895	16

樹種	齡級	林班	地番	支番
スギ	13	17	7895	18
スギ	11	17	7895	20
スギ	11	17	7895	21
スギ	10	17	7895	24
スギ	13	17	7895	25
スギ	11	17	7895	28
スギ	10	17	7895	29
スギ	13	17	7895	43
スギ	10	17	7895	50
スギ	12	17	8279	乙
スギ	12	17	8281	乙
スギ	11	17	8310	5
スギ	11	17	8310	7
スギ	11	17	8310	12
スギ	12	17	8310	13
スギ	12	17	8460	乙108
スギ	14	17	8460	乙118
スギ	11	17	8460	乙122
スギ	14	17	8460	丙214
スギ	12	17	8460	丙48
スギ	11	17	8461	6
スギ	13	17	8461	22
スギ	10	17	8461	28
スギ	11	17	8461	34
スギ	12	17	8467	
スギ	10	17	8936	
スギ	11	17	8944	1
スギ	11	17	8944	2
スギ	13	17	8944	6
スギ	15	17	8946	1
スギ	13	17	8946	2
スギ	9	18	9035	
スギ	11	18	9037	
スギ	10	18	9038	2
スギ	13	18	9038	5
スギ	7	18	9039	1
スギ	10	18	9041	1
スギ	10	18	9047	1
スギ	12	18	9051	1
スギ	11	18	9052	
スギ	11	18	9056	
スギ	12	18	9057	
スギ	15	18	9057	1
スギ	14	18	9074	
スギ	10	18	9453	3
スギ	11	18	9454	1
スギ	12	19	9479	
スギ	7	19	9496	2
スギ	8	19	9497	
スギ	12	19	9502	
スギ	9	19	9506	4
スギ	12	19	9507	7
スギ	10	19	9507	11
スギ	13	19	9507	19
スギ	12	19	9507	21
スギ	11	19	9507	28

樹種	齡級	林班	地番	支番
スギ	11	19	9507	38
スギ	10	19	9507	46
スギ	11	19	9507	49
スギ	12	19	9507	54
スギ	11	19	9507	57
スギ	13	19	9507	58
スギ	9	19	9507	73
スギ	10	19	9520	
スギ	11	19	9781	
スギ	13	19	9818	9
スギ	8	19	9843	1
スギ	13	19	9875	3
スギ	14	20	10359	
スギ	10	20	10378	1
スギ	15	20	10384	1
スギ	10	20	10449	
スギ	11	20	10533	
スギ	15	20	10537	
スギ	9	20	10537	1
スギ	7	20	10558	
スギ	12	20	10560	
スギ	10	20	10561	
スギ	11	20	10562	
スギ	12	20	10563	
スギ	10	20	10564	
スギ	12	21	9219	
スギ	12	21	9220	
スギ	12	21	9221	
スギ	10	21	9248	
スギ	13	21	9262	2
スギ	11	21	9265	12
スギ	10	21	9265	23
スギ	14	21	9265	24
スギ	9	21	9265	30
スギ	9	21	9265	31
スギ	9	21	9265	32
スギ	12	21	9265	37
スギ	13	21	9265	39
スギ	10	21	9265	40
スギ	12	21	9265	42
スギ	11	21	9265	48
スギ	12	21	9265	52
スギ	13	21	9693	1
スギ	13	21	9693	4
スギ	9	21	9695	31
スギ	12	21	9695	32
スギ	10	21	9695	38
スギ	11	21	9695	42
スギ	12	21	9695	44
スギ	11	21	9695	52
スギ	12	21	9695	55
スギ	12	21	9695	57
スギ	12	21	9695	58
スギ	11	21	9695	60
スギ	13	21	9695	61
スギ	13	21	9709	1

樹種	齡級	林班	地番	支番
スギ	11	21	9978	
スギ	15	21	9985	
スギ	12	22	10039	3
スギ	13	22	10040	2
スギ	12	22	10041	4
スギ	10	22	10046	
スギ	12	22	10046	丙3
スギ	11	22	10046	丙5
スギ	11	22	10052	2
スギ	14	22	10052	3
スギ	15	22	10052	5
スギ	11	22	10053	5
スギ	9	23	10062	1
スギ	11	23	10064	1
スギ	10	23	10064	2
スギ	11	23	10064	3
スギ	11	23	10064	5
スギ	10	23	10064	7
スギ	11	23	10064	9
スギ	11	23	10064	10
スギ	14	23	10065	1
スギ	10	23	10066	2
スギ	10	23	10066	15
スギ	10	23	10066	16
スギ	11	23	10077	3
スギ	10	23	10077	4
スギ	12	23	10079	2
スギ	12	23	10079	3
スギ	12	23	10119	4
スギ	12	23	10162	
スギ	8	23	10232	1
スギ	12	23	10752	2
スギ	11	23	10779	1
スギ	11	23	10780	
スギ	13	23	10781	2
スギ	9	24	11063	1
スギ	8	24	11065	1
スギ	13	24	11096	
スギ	13	24	11317	
スギ	11	24	11324	
スギ	16	24	11329	1
スギ	11	24	11329	5
スギ	14	24	11335	1
スギ	10	24	11366	6
スギ	13	24	11366	9
スギ	14	24	11366	丙2
スギ	11	24	11389	
スギ	16	25	11761	1
スギ	15	25	11862	
スギ	9	25	11879	2
スギ	14	25	11915	1
スギ	12	25	11918	
スギ	13	25	11924	
スギ	13	25	11929	3
スギ	13	25	11929	3
スギ	11	25	11929	7

樹種	齡級	林班	地番	支番
スギ	10	25	11929	10
スギ	8	25	11929	12
スギ	8	25	11929	13
スギ	10	25	11929	19
スギ	8	25	11929	20
スギ	12	25	11929	21
スギ	10	25	11929	22
スギ	11	25	11964	
スギ	11	25	11982	
スギ	11	25	11983	
スギ	12	25	12114	
スギ	10	25	12132	5
スギ	14	25	12136	
スギ	14	25	12139	
スギ	10	25	12140	
スギ	10	25	12141	
スギ	11	25	12144	
スギ	11	25	12147	2
スギ	10	25	12153	
スギ	9	26	11172	3
スギ	12	26	11172	4
スギ	12	26	11172	7
スギ	13	26	11172	8
スギ	11	26	11173	2
スギ	11	26	11173	3
スギ	11	26	11173	4
スギ	12	26	11174	2
スギ	12	26	11178	1
スギ	12	26	11518	
スギ	11	26	11533	1
スギ	12	26	11747	1
スギ	14	26	11747	2
スギ	11	26	12327	1
スギ	6	26	12718	
スギ	11	26	12720	2
スギ	15	26	12722	
スギ	14	26	12726	1
スギ	12	26	12727	1
スギ	15	26	12728	
スギ	11	26	12743	
スギ	13	26	12749	
スギ	9	27	12498	6
スギ	10	27	12498	11
スギ	10	27	12498	12
スギ	14	27	12498	15
スギ	11	27	12498	16
スギ	9	27	12498	18
スギ	13	27	12560	
スギ	11	27	12565	1
スギ	11	27	12565	2
スギ	13	27	12575	
スギ	9	27	12577	
スギ	15	27	12606	
スギ	10	27	12616	
スギ	14	27	12619	5
スギ	6	27	12623	2

樹種	齡級	林班	地番	支番
スギ	12	27	12629	4
スギ	6	27	12629	7
スギ	12	27	12629	9
スギ	12	27	12636	
スギ	11	27	12637	1
スギ	11	27	12638	1
スギ	12	27	12638	3
スギ	11	27	12638	4
スギ	13	27	12646	乙1
スギ	10	27	12648	
スギ	11	27	12649	5
スギ	11	27	12651	1
スギ	12	27	12651	2
スギ	10	27	12661	11
スギ	14	27	12661	12
スギ	12	27	12698	
スギ	11	27	12699	
スギ	13	27	12703	1
スギ	10	27	12704	5
スギ	14	27	12706	1
スギ	10	27	12753	4
ヒノキ	4	10	5455	1
ヒノキ	4	14	6754	
ヒノキ	4	21	9265	29
ヒノキ	4	21	9700	3
ヒノキ	4	25	12149	4
アカマツ	14	1	24	
アカマツ	15	1	516	
アカマツ	15	1	517	
アカマツ	11	2	589	
アカマツ	12	3	1433	
アカマツ	11	3	1808	
アカマツ	10	4	2923	
アカマツ	11	9	4424	4
アカマツ	11	10	5508	
アカマツ	11	12	6023	3
アカマツ	11	12	7459	
アカマツ	10	12	7460	
アカマツ	10	12	7493	3
アカマツ	10	13	6061	3
アカマツ	10	13	6063	1
アカマツ	11	14	6733	1
アカマツ	13	14	6829	1
アカマツ	11	15	7040	1
アカマツ	10	18	9045	1
アカマツ	11	18	9055	
アカマツ	12	19	9507	40
アカマツ	11	19	9507	41
アカマツ	11	19	9818	11
アカマツ	12	19	9818	17
アカマツ	10	21	9695	34
アカマツ	10	23	10066	13
アカマツ	12	24	11327	
アカマツ	10	24	11331	
アカマツ	11	24	11331	3
アカマツ	11	24	11366	8

樹種	齡級	林班	地番	支番
アカマツ	10	24	11366	14
アカマツ	12	25	11865	
アカマツ	11	25	11923	2
アカマツ	11	25	12149	3
アカマツ	11	25	12151	1
アカマツ	11	25	12154	1
アカマツ	11	26	11173	8
アカマツ	11	26	11617	
アカマツ	11	26	12326	5
アカマツ	12	27	12565	3
アカマツ	12	27	12574	
アカマツ	12	27	12595	2
アカマツ	11	27	12606	3
アカマツ	11	27	12619	丙
アカマツ	11	27	12666	
アカマツ	11	27	12692	
アカマツ	11	27	12702	
カラマツ	11	21	9700	8
カラマツ	11	25	12153	2